

一国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一

委託事業で再委託事業者が購入し又は製造した機械装置等を機構の取得財産として管理していなかったため、機構の資産売却収入が不足

1件 不当金額 418万円
(前年度 1件 5116万円)

1 委託事業の概要等

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、平成27年度から30年度までの間に、地中熱利用システムのコスト削減のための技術開発等を行う事業(以下「本件事業」)を東邦地水株式会社(以下「事業者」)に委託している。また、事業者は、本件事業のうち、地下水熱交換ユニットの開発に係る業務をゼネラルヒートポンプ工業株式会社(以下「再委託事業者」)に再委託している。

機構が定めた業務委託契約約款及び委託業務事務処理マニュアルによれば、委託事業を実施するために受託者が購入し又は製造した機械装置等のうち、取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものは、検収又はしゅん工の検査をした日をもって機構の取得財産とすることとされている。また、再委託先が購入し又は製造した機械装置等のうち、取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものは、上記と同様に、機構の取得財産とすることとされている。

そして、受託者は、購入し又は製造した機械装置等が機構の取得財産に該当することを機構に対して報告することとなっている。また、再委託先は、購入し又は製造した機械装置等が機構の取得財産に該当することを受託者を通じて機構に対して報告することとなっている。

なお、機構の資産管理簿に登録された機械装置等に改造を行った場合で、その費用が10万円以上である場合は、別途資産管理簿に登録する必要があることとなっている。

機構は、取得財産について、委託事業終了後、原則として受託者又は再委託先に譲渡することとなっており、譲渡価格は、取得価額、法定耐用年数等を用いて算出した事業終了日の属する月の残存価額を基に算定する(受託者等に機構の取得財産を売却することを「有償譲渡」)こととなっている。

2 検査の結果

再委託事業者は、28年7月から31年1月までの間に、地下水熱交換ユニットの開発に係る業務を実施するために、熱交換ユニット2点及び熱交換ユニットを含む空調システム1点を製造し、また、制御ソフト1点及び制御部品1点を購入して当該空調システムを改造していた(これら5点の取得価額計977万円)。そして、事業者が機構に提出した実績報告書等において、これら5点の取得価額は機械装置等費等に計上されていた。一方、再委託事業者は、これら5点について、事業者を通じて機構に対して行うこととなっている取得財産としての報告を行っていない。このため、機構は、これら5点を取得財産として管理していなかった。

しかし、これら5点のうち4点は取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものであること、また、残りの1点は取得価額が50万円未満であるものの、上記4点のうち1点を改造するための部品でありその費用が10万円以上であることから、これら5点の機械装置等は機構の取得財産に該当する。このため、再委託事業者は、事業者を通じて機構に対して報告する必要があるが、機構は、事業者からの報告を受けて、資産管理簿に登録して管理する必要があった。そして、これら5点のうち、第三者の敷地に設置しているため原状回復を求められて、他に移設すると機能を失うことから廃棄処理を行った1点を除く4点(取得価額計798万円)について、機構は、それぞれの取得価額、法定耐用年数等を用いて算出した事業終了日の属する月の残存価額を基に算定した価格で事業者又は再委託事業者の有償譲渡する必要があったと認められる。

したがって、上記の4点について、本件事業の終了時点における残存価額を基に有償譲渡する際の価格を算定すると計418万円となることから、機構において同額の資産売却収入が不足していて、不当と認められる。